

三重県立特別支援学校玉城わかば学園教職員倫理規定

(目的)

第1条 この規定は、三重県立特別支援学校玉城わかば学園（以下、「本校」という。）の組織運営、諸活動の推進等に関わるすべての教職員が、本校の社会的使命と役割を自覚し、本校の教育目標・教育活動の実施に対する社会からの疑義や不信を招く行為の防止を図り、本校教育活動に対する社会的な信頼を確保することを目的として策定する。

(適用範囲)

第2条 本規定において、対象となる者は、常勤・非常勤に関わらず、本校教育活動に携わるすべての教職員（以下、「教職員」という。）とする。

(遵守事項)

第3条 遵守事項として、以下のとおりとする。

- 1 本校教職員は、三重県立学校教職員としての自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、服務規律を遵守するとともに、保護者をはじめ県民からの信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 2 本校教職員は、暴力・体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び差別な行為を絶対に行ってはならない。
- 3 本校教職員は、児童生徒等の個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 4 本校教職員は、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 5 本校教職員は、経理に関し、適正な処理を行い、決して不正行為を行ってはならない。
- 6 本校教職員は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(行動規範)

第4条 上記の理念に基づき、以下の行動規範を定める。

- 1 人権の尊重
- 2 差別や体罰、ハラスメントの排除
- 3 個人情報保護の徹底
- 4 服務規律の遵守
- 5 交通法規の遵守
- 6 説明責任の遂行